

西武観光分会

第一回団体交渉開催決定

西武労組

発行責任者
青野 稔

はたらく人も、ほほえむ人へ。

西武労組HP
seiburouso.com

twitter
西武労働組合
@seibu_rouso
西武観光分会
@kankou_bunkai

組合側交渉員8名選出

9月26日、当組合が東京都労働委員会へあつせん申請を行なった翌日、会社側から回答書がようやく届き、西武観光分会の第一回団体交渉の日程が決まりました。開催場所については会社側から池袋周辺を提案してきまされたが、西武秩父から分会役員が池袋に向かうのは困難であり、組合側から飯能での開催を逆提案、それに対し会社側から稲荷山公園駅近く

東京都労働委員会へあつせん申請

救済申し立て準備も

高橋次長が一般従業員を使った不当労働行為を行ったことに対し、東京都労働委員会へまずはあつせん申請を行います。あつせんとは不当労働行為救済申し立てより遥かに簡易的であり、労働委員会のあつせん員が問

るものであれば、不当労働行為救済申し立てを行うことになりません。分会員は陳述書作成を既に開始しており、書証作成も概ね完了。不当労働行為救済申し立てに向け万全な体制です。会社側代理人弁護士は「石寄・山中総合法律事務所」経営法曹界のひとりで、労働組合のあらゆる場面にでてきます。

の貸し会議室を再提案された為、組合側はこれを了承し決定しました。9月12日に西武観光バスへ提出した「組合結成通知並びに団体交渉申入書」にて要求した8項目の要求に対し、会社側は「当社は適法に支払っているとの認識」や「当該要求の根拠等を伺っ

た上で回答します」など、いずれにしても団体交渉で協議する必要がある回答を並べており、会社側は争う姿勢であることは間違いない。組合は長期戦になることも視野に入れ、要求を勝ち取るまで闘うことを西武労組、西武観光分会の全員で確認し、第1回団体交渉に挑みます。なお「結成通知並びに団体交渉申入書」は裏面に掲載します。

悪質な賃金未払いは
倍額支払いです！

賃金未払いには経営者が若干の計算ミスや、ついうっかりして...といったような悪質性の低いものもあれば、残業させて残業代を1円も支払わない、法令違反と判っていないながら支払わない、いわゆるブラック企業と呼ばれる悪質なものがあります。この悪質なケースに対しては付加金といって請求額の倍額を支払うよう裁判所から命じられることがあります。西武観光バスでの賃金未払いについては問題です。会社が賃金未払いを認めなければ訴訟となり、原告としては悪質な賃金未払いと捉え、付加金も請求します。

西武観光分会 ～第1回団体交渉～

日時：2017年10月5日(木)
18時30分～
場所：狹山市ふれあい健康センター
「サピオ稲荷山」2F会議室

組合側交渉員

- | | | |
|-------|----------|-------|
| 大森 進 | (東京労組) | 副委員長 |
| 野中 保夫 | (") | 書記長 |
| 加藤 光明 | (西武労組) | 執行委員長 |
| 青野 稔 | (") | 副委員長 |
| 田中 龍 | (") | 副委員長 |
| 尾崎 彰民 | (") | 書記長 |
| 高橋 良幸 | (西武観光分会) | 分会長 |
| 深田秀太郎 | (") | 書記長 |

2017年9月12日

西武観光バス株式会社 御中
代表取締役社長 塚田 正敏 殿

全労協全国一般東京労働組合
執行委員長 中村 賢
同 西武労働組合
執行委員長 加藤 光明
同 西武観光分会
分会長 高橋 良幸

組合結成通知並びに団体交渉申入書

表題の通り、貴社に労働組合が結成されたことを通知するとともに、下記の通り要求いたしますので、9月22日までに団体交渉の応諾について、文書にて東京労組本部までご回答願います。（東京労組本部FAX：03-3234-2410）

記

- 1、労働基準法通りの計算方法と西武観光バスにおける計算方法とが異なっていたことから発生した、組合員の未払い賃金等を本日より2年間遡って支払うこと。
- 2、現在、本来労働時間である折り待ち時間について休憩時間として取り扱われ、その対価が十分に支払われておりません。即時労働時間として取り扱い、その対価を支給すること。また本日より2年間遡り、その対価を支払うこと及び、この時間が法定労働時間を超えている場合については、割増賃金として支払うこと。
- 3、祝日に当たる年間16日を特定休暇として与えること。
- 4、秩父営業所の運転士に乗務手当が支給されておりましたが、他の営業所の貸切、高速、ガイドと同様に乗務手当を支給すること。
- 5、無用な休憩時間を時短して、出勤から退勤までの拘束時間を縮めるよう努めること。
- 6、本年8月13日、高橋分会長が個人別交番表に記載された通りの業務（5ダイヤ）を遂行したにもかかわらず、増務（24ダイヤ）を断ったことを理由に、内田営業所長から指導カードと顛末書を記入するよう迫られておりますが、当方に一切の非がないことは明らかであるため、このようなパワハラ行為は行わないよう内田営業所長を厳しく指導すること。
- 7、労働組合活動に必要な①郵便の取り次ぎ②短時間の面会③電話・FAXの取り次ぎ④コピー機・プリンター・社内便の利用⑤組合掲示板⑥組合事務所の貸与⑦組合休暇等の組合活動保障を与えること。
- 8、組合員の解雇、転籍、異動、出向、就業規則の変更、事業所の閉鎖、解散など労働条件の変更を行う場合は、事前に組合に通知し、組合と十分に協議し、合意の上行うこと。
- 9、上記の要求に関する団体交渉を、本日より2週間以内に労使双方都合の良い日時場所において行うこと。

以上